公示日：2022 年 3 月 2 日（水）
調達管理番号：21a01179
国名：ブラジル
担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム
調達件名：ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

１．担当業務、格付等
（１）担当業務：評価分析
（２）格　付：3号
（３）業務の種類：調査団参団

２．契約予定期間等
（１）全体期間：2022年4月中旬から2022年6月下旬まで
（２）業務人月：現地　0.50、 国内　0.50、合計　1.00
（３）業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	15 日	5 日

３．簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見積書提出部数：1 部
（３） 提出期限：2022 年 3 月 23 日(水)（12 時まで）
（４） 提出方法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評価結果の通知：2022 年 4 月 8 日(金)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

４．簡易プロポーザル評価項目及び配点
（１）業務の実施方針等：
①業務実施の基本方針　16点
②業務実施上のバックアップ体制　4点
（２）業務従事予定者の経験能力等：
①類似業務の経験　40点
②対象国又は同類似地域での業務経験　8点

③語学力　16点
④その他学位、資格等　16点
（計100点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	ブラジル／全途上国
語学の種類	英語（葡語ができれば望ましい）

５．条件等

（１）参加資格のない社等：

①本プロジェクトの計画フェーズの業務を受注した社及び業務従事者は利益相反により本競争に参加することが出来ません。

②本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、後継案件の技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２）必要予防接種：特になし

６．業務の背景

国連によると 2050 年には世界人口が 90 億人を突破するといわれる中、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）は農牧林業地が国土（約 850 万 ha）の約 22%、非保護区未開拓地が 19%と農牧業地拡大の余地が残されており、世界の食糧庫としての期待が高まっている。他方、ブラジルは同時に世界最大の熱帯雨林アマゾンを有する国であり、農牧業地の拡大は熱帯雨林への開発圧力の高まりも意味し、森林の減少・劣化が加速する恐れが高まっていることから、環境面の負の影響を抑えた持続可能な農業開発が求められている。

このような中、近年では ICT、人工知能等の技術革新が進み、農業セクターでもこれらの技術を活用し、データを取得・活用によりコストを最小化して収量の最大化を図る精密・デジタル農業が台頭している。しかし、ブラジルでは技術の開発が進められているものの、データプラットフォーム整備の遅れ等により依然として取得した複合的データを活用した営農・栽培技術の開発の進展は限定的となっている。

係る状況を踏まえ、ブラジルにおいては精密・デジタル農業をツールの一つとして、持続可能な農業開発を進めており、農務省ではイノベーション・地域開発・灌漑局を 2018 年に設立し、産官学におけるデジタル農業推進体制構築が進められている。また、2014 年に策定された「The VI Embrapa’s Master Plan」、及び 2018 年に策定された中長期計画「ビジョン 2030」においては、持続可能な次世代型農業の促進を進めるべく、精密・デジタル農業、民間企業との技術・情報共有促進を通した技術革新等を重点分野として掲げている。

このような状況の中でブラジル政府は我が国に対し、当該分野の人材育成、能力強化に資するものとして「アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）」の実施に係る協力を要請した。基本計画策定調査では、ブラジル、日本側関係者間での協議・視察を通じて、双方の関心事項や優先度を基に取り組むべき具体的テーマを絞り込むことで合意し、討議議事録（Record of Discussions：R/D）が署名された。

本プロジェクトは計画フェーズと実施フェーズに分けて実施することとしており2021 年 5 月から 2022 年 3 月までの予定で計画フェーズの活動を実施している。具体的には、ブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）、農務省（MAPA）をカウンターパート（C/P）機関として、4 名の（短期）専門家（産官学連携推進 2 名（うち 1 名は兼務）、スマートフードチェーン 2 名（うち 1 名は兼務）、アグロフォレストリー1 名）が従事し、ブラジルの精密・デジタル農業の情報収集、データプラットフォームの現状、PoC(概念実証)の可能性についての調査を行い、実施フェーズにおけるプロジェクトの活動計画案を検討中である。

今回実施する詳細計画策定調査では、2022 年 3 月の計画フェーズ終了を控え、プロジェクト活動成果を確認するとともに、計画フェーズにて洗い出された課題を整理し、実施フェーズに向けた具体的協力内容の策定・合意を目的とする。

７．業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員（JICA 職員含む）と協議・調整しつつ、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、 協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における 評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022 年 4 月中旬）

① 要請書･関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景･内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
② 既存の文献、報告書等（計画フェーズの業務完了報告書、ブラジル含む他国の精密・デジタル農業案件の報告書等）をレビューし、案件の進捗を確認する。
③ JICA 経済開発部、JICA ブラジル事務所を窓口として、農務省（MAPA）、ブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）の政策における精密・デジタル農業の概況、本プロジェクトの位置づけを確認する。
④ ブラジル側関係機関や他ドナー等に対する質問票（英文）を提案する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
⑤ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
⑥ 対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2022 年 4 月下旬～5 月上旬)

① JICA ブラジル事務所等との打合せに参加する。
② ブラジル側関係機関との協議及び現地調査に参加するとともに、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
③ 上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。また、議事録とは別に調査結果や調査の進捗状況を日本語で簡単に取りまとめ、随時他の団員と共有する。具体的には以下のとおり。
　ア） 関連する開発計画、政策、制度
　イ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法
(b)人員体制
(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

ウ） 本プロジェクトに関連する他ドナーの活動動向、連携の可能性

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施フェーズの案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）改訂案）を他分野の団員とともに検討する。
⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D 改訂案（英文・葡文）を含む協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）案（英文・葡文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定については、主担当として検討し、取りまとめを行う。
⑥ 実施機関に対する R/D 改訂案を含む M/M 案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
⑦ 担当分野に係る調査結果を JICA ブラジル事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2022 年 5 月中旬～2022 年 6 月上旬）
① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
※リスク管理チェックシート：本プロジェクトの抱えるリスクを網羅的・効率的に把握し、事前準備段階においてできる限り当該リスクを予め回避或いは軽減する措置を講じると共に、協力計画立案における投入、活動内容及びスケジュール等に反映し、さらに、特に留意すべきリスクを関係者間で共有することで、実施中の案件管理・モニタリングを効率的かつ適切に行うことに役立てることを目的として作成します。
③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

８．報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１）業務完了報告書

次の①～②を 2022 年 6 月 10 日までに電子データをもって提出すること。

①事業事前評価表（案）（和文）
② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

９．見積書作成に係る留意点

公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ブラジリア⇒日本を標準とします。
（２）新型コロナウイルス感染症対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

１０．特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2022年4月25日～2022年5月9日（他の団員と同一期間）を予定しています。

ブラジルでは新型コロナ感染症対策として、入国時に体調不良がある場合は、保健当局の指示に従い、自宅又は指定医療機関での隔離となります。隔離になった場合は隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア）総括（JICA）
イ）協力企画（JICA）
ウ）精密・デジタル農業（大学関係者）
エ）評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAブラジル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア）空港送迎：あり
イ）宿舎手配：あり
ウ）車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（原則、他の調査団員と同乗することとなります。）
エ）通訳傭上
英語⇔葡語の現地通訳を提供
オ）現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。
カ）執務スペースの提供
JICA ブラジル事務所の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２）参考資料

①本業務に関する以下の資料は Web サイトより入手可能です。
・ブラジル国持続可能なスマートアグリビジネス開発にかかる基礎情報収集・確認調査報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000043848.pdf
・「開発途上国におけるスマートフードチェーン開発に係る情報収集・確認調査報告資書」

JICA図書館格納：JICA図書館 蔵書検索
https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/ku57pq00002kzmox-att/information_gathering_01.pdf
・農林水産省 GFVC 概要
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/about.html
・JiPFA 概要
https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/jipfa/index.html

②本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームにて配付します。配布を希望される方は、同チームのアドレス（edga1@jica.go.jp）宛に連絡ください。
・本プロジェクト計画フェーズの業務完了報告書（案）
・本プロジェクト基本計画策定調査 協議議事録（M/M）
・本プロジェクト基本計画策定調査結果

③本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
イ）提供依頼メール：
・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
・本文 ：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他
① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 業務従事者は葡語力を有することが望ましく、葡語力を有する場合は、評価項目④その他学位、資格等で評価します。葡語の認定資格を取得している場合は、その資格名と認定書の写し（英文・和文以外の場合は和訳も添付）を添付してください。

⑥ 本業務については新型コロナウイルス感染症の流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上